

第8回木津川市清掃センター建設審議会次第

日時：平成22年2月8日(月)
午前9時から
場所：木津川市全員協議会室(5階)

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 事

(1) 第7回清掃センター建設審議会会議結果要旨について

(2) 前回審議会のまとめについて

(3) 評価・位置選定の進め方について

(4) 評価・位置選定・答申について

- 評 価
- 配慮事項
- 答 申

5 そ の 他

6 閉 会



KIZUGAWA
CITY

第 8 回 清掃センター建設審議会資料

清掃センター建設審議会の議事の流れ

平成 22 年 2 月 8 日

木津川市清掃センター建設審議会

清掃センター建設審議会の議事の流れ

第1回
(H21.5.29)

- 1 委員委嘱
- 2 会長、副会長の選出
- 3 諮問「ごみ焼却場木津川工場の建設候補地の選定について」

【諮問の要旨】

現在、本市の可燃ごみについては、西部塵埃処理組合打越台環境センターにおいて焼却処理していますが、処理しきれない状況です。

また、昭和55年に稼働して以来、老朽化が相当に進んでおり、木津町、山城町及び精華町の合意事項に基づき、市民の日常生活に欠かすことのできないクリーンセンターを早期に建設することが、喫緊の課題です。

本市が昨年度に示した5つのクリーンセンターの建設候補地から望ましい建設候補地を概ね1年以内を目途に選定することについて、諮問します。

- 4 木津川市のごみの現状と清掃センター建設の必要性について
- 5 スケジュールについて

第2回
(H21.6.29)

- 1 5候補地の調査・視察
- 2 先進地事例の調査・視察・ヒアリング（枚方市）

第3回
(H21.7.10)

- 1 先進地事例の調査・視察・ヒアリング（檀原市、尼崎市）

第4回
(H21.8.10)

- 1 先進地事例の調査・視察・ヒアリングのまとめ
- 2 クリーンセンター施設のコンセプト・目標について
- 3 5候補地の調査・視察のまとめ
- 4 クリーンセンター立地のコンセプト・目標について
- 5 クリーンセンター建設に向けての目標について

第5回
(H21.10.2)

- 1 位置選定の手順と評価方法について
- 2 クリーンセンター施設・立地のコンセプトに基づく位置選定の評価項目等について

第6回
(H21.11.20)

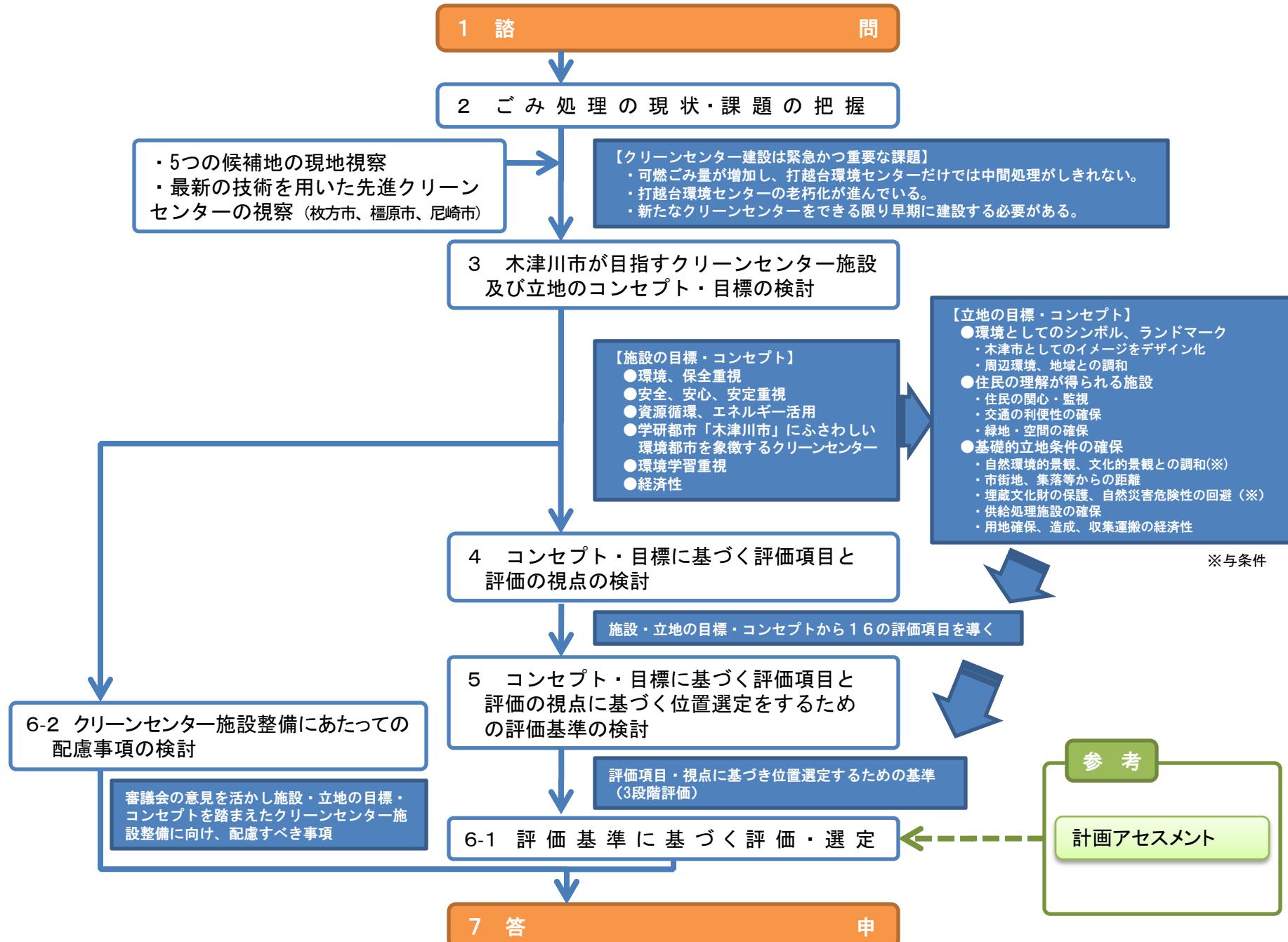
- 1 位置選定の評価項目・評価視点・評価基準について

第7回
(H22.1.22)

- 1 位置選定の評価基準について（修正・補強、確認）
- 2 クリーンセンター施設整備にあたっての配慮事項について など

第8回
(H22.2.8)

- 1 評価・位置選定について
- 2 答申について など

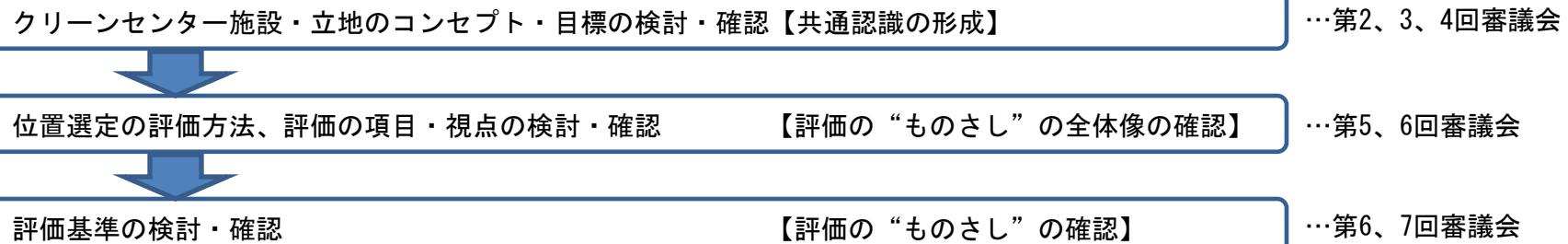


評価・位置選定の進め方について

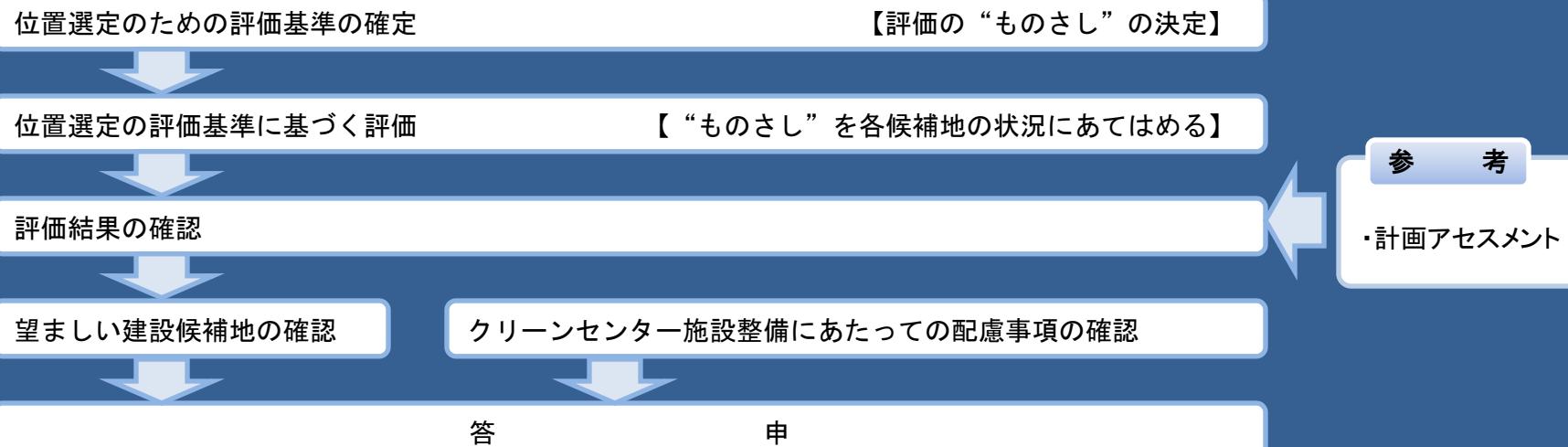
1 位置選定にあたっての評価に関するこれまでの確認事項

- ① クリーンセンターの施設及び立地のコンセプト・目標に基づく位置選定のための評価基準を策定し評価する。
- ② 評価基準については、3段階評価（◎、○、△）によることとする。
- ③ 評価項目は、どの項目も重要であり、各項目について同等に扱い総合的に評価する。

2 評価基準の策定の経過



3 評価・位置選定の進め方



No. 34	平成 22 年 2 月 8 日 (審 議 会 確 認)
清掃センター建設審議会	

位置選定の評価資料

項目番号	評価項目	評価の視点	評価基準	備考
1	環境都市のシンボル、ランドマークとしての活用度	クリーンセンターを環境都市のシンボル・ランドマークとして活用・アピールができる位置であること。	◎ 人口重心から 3km 以下の位置にあり、かつ主要道路（国道又は主要地方道）から目視できる位置にある。	
			○ 人口重心から 3km を超え 5km 以下の位置にあり、かつ主要道路（国道又は主要地方道）から目視できる位置にある。	
			△ 人口重心から 5km を超えて離れているか、又は主要道路（国道又は主要地方道）から目視できない位置にある。	
2	周辺環境への影響度	クリーンセンター整備による、自然地の改変の面積が小さいこと。	◎ 敷地の一部について、自然改変する必要がある。（必要敷地面積に対する自然改変の影響部分の割合が 50%以下。）	
			○ 敷地及び周辺土地について、自然改変する必要がある。（必要敷地面積に対する自然改変の影響部分の割合が 50%を超える 100%以下。）	
			△ 敷地及び周辺の大部分について、自然改変する必要がある。（必要敷地面積に対する自然改変の影響部分の割合が 100%を超える。）	
3	住民の監視	住民が監視しやすい場所であること。	◎ 市街地・集落から見える場所であって、かつ主要道路（国道、主要地方道）に面している。	
			○ 市街地・集落から見える場所であるか、又は主要道路に面している。	
			△ 市街地・集落から見えない場所であり、かつ主要道路に面さない位置にある。	
4	住民の利用度	住民が行き来しやすく、利用しやすいこと。	◎ 道路網が良く、かつ市の地理的中心から 3km 以下の位置にある。	
			○ 「道路網は良いが、市の地理的中心から 3km を超え 5km 以下の位置にある」、若しくは「道路網が悪いが市の地理的中心から 5km 以下の位置にある」。	
			△ 市の地理的中心から 5km を超えて離れている。	
5	災害時の地域支援機能の確保	災害時における避難場所・地域支援施設として活用できること。	◎ 市の地理的中心から 3km 以下で、かつ水害・地震等の災害時に避難場所・地域支援施設としての活用度が有利である。	
			○ 市の地理的中心から 3km を超え 5km 以下の位置にあるが、水害・地震等の災害時に避難場所・地域支援施設としての活用度が有利である。	
			△ 市の地理的中心から 5km を超えて離れた位置にあるか、又は水害・地震等の災害時に避難場所・地域支援施設としての活用度が有利でない。	

位置選定の評価資料

項目番号	評価項目	評価の視点	評価基準	備考
6	同種施設の立地状況	現在、過去における、ごみ焼却場・最終処分場、汚水処理場（コミュニティプラント除く）、の設置状況について	<input checked="" type="radio"/> 現在、過去ともに、ごみ焼却場・最終処分場・廃棄物処理施設・下水処理場等が候補地に近接して設置されていない。 <input type="radio"/> 過去に、ごみ焼却場・最終処分場・廃棄物処理施設・下水処理場等が候補地に近接して設置されていた。 <input type="triangle"/> 現在、ごみ焼却場・最終処分場・廃棄物処理施設・下水処理場等が候補地に近接して設置されている。	
7	他の近隣自治体への影響度	近隣自治体との直線距離が確保されていること。	<input checked="" type="radio"/> 近隣市との距離が500mを超えて離れており、かつ700m以下において、市街地・集落が存在しない。 <input type="radio"/> 近隣市との距離が500mを超えて離れているが、500mを超え700m以下において市街地・集落が存在する。 <input type="triangle"/> 近隣市との距離が500m以下である。	
8	前面道路の幅員等の状況	前面道路（敷地の主たる搬入出の入口が面する道路）の幅員等が確保されていること。	<input checked="" type="radio"/> 候補地の前面道路について、有効幅員が6.5m以上の道路に直接、面している。 <input type="radio"/> 候補地の前面道路について、有効幅員が6.5m未満であるため、有効幅員が6.5mの道路まで、本市が所有する土地を転用して、拡幅しなければならない。 <input type="triangle"/> 候補地の前面道路について、有効幅員が、6.5m未満であるため、有効幅員が6.5mの道路まで、土地を買収して拡幅しなければならない。	
9	前面道路等の交通量	現状の前面道路等の交通量等について、収集運搬車による影響が少ないとこと。	<input checked="" type="radio"/> 収集運搬車両による増加率（※）が5%以下である。 <input type="radio"/> 収集運搬車両による増加率が5%を超える10%以下である。 <input type="triangle"/> 収集運搬車両による増加率が10%以上である。	
10	環境ゾーン整備の可能性	環境ゾーン整備の可能性	<input checked="" type="radio"/> 候補地に連続する土地について、主に市・法人の所有地を活用し、環境ゾーン（概ね10ha）としての用地拡張が容易であり、かつ農地法等の手続きを要しない。 <input type="radio"/> 環境ゾーン（概ね10ha）としての用地を拡張するためには、「市・法人以外の複数の所有者から土地を購入する必要があるが、農地法等の手続きは要しない」、又は「主に市、法人が所有している土地であるが農地法等の手続きを要する」。 <input type="triangle"/> 環境ゾーン（概ね10ha）としての用地を拡張するためには、市・法人以外の複数の所有者から土地を購入する必要があり、かつ農地法等の手続き等を要する。	

位置選定の評価資料

項目番号	評価項目	評価の視点	評価基準	備考
1 2	市街地・集落との近接状況	候補地と木津川市における市街地・集落との直線距離が確保されていること。	(◎) 市街地、集落から 500m 以上離れており、かつ候補地に近接した住宅がない。 (○) 市街地、集落から 500m を超えて離れており、「候補地に近接して住宅はないが、500m を超え 700m 以下において 1・2 方向に市街地・集落が存在している。」、又は「500m を超え 700m 以下において市街地・集落がないが、候補地に近接して住宅がある。」 (△) 市街地、集落から 500m を超えて離れているが、「候補地に近接して住宅があり、かつ 500m を超え 700m 以下の範囲において 1、2 方向に市街地・集落が隣接している」、若しくは「500m を超え 700m 以下の範囲に、3・4 方向に市街地、集落が隣接している。」	
1 4	供給処理施設の確保	電気、給水、排水の整備ができること。	(◎) 供給処理施設の整備について、水道、電気、排水のいずれも容易である。 (○) 供給処理施設について、水道について比較的容易であるが、電気、排水については、困難である。 (△) 供給処理施設の整備について、水道について、困難であり、かつ電気、排水についても、困難である。	
1 5	クリーンセンター建設用地確保の容易性	クリーンセンター建設用地確保が容易であること。	(◎) 木津川市が所有（土地開発公社、基金を含む）する土地のみで用地確保(3ha)が出来る。 (○) 木津川市の所有地に隣接し、法人が所有する土地を買い増しすることで用地確保(3ha)が可能である。 (△) 木津川市の所有地でないことから、法人など複数の者から土地を購入し、用地確保 (3ha) することが必要である。	
1 6	造成工事の容易性	クリーンセンターの敷地造成・施設配置について、候補地の形状及び周辺の土地利用状況など、地形が活かせること。	(◎) 造成にあたり、地形を活かした施設の配置計画が可能であり、かつ緑化整備が周辺の景観と調和のとれた敷地である。 (○) 造成にあたり、施設の配置計画がしやすい敷地であるが、緑化整備が周辺の景観となじまない敷地である。 (△) 造成にあたり、施設の配置計画の効率が悪い不整形な敷地の形状の土地である。	
1 7	収集運搬の合理性、経済性	各小学校から候補地までの直線距離について、各小学校区人口による人口加重平均距離が短いこと。	(◎) 人口加重平均直線距離が 3km 以下の位置にある。 (○) 人口加重平均直線距離が 3km を超え 5km 以下の位置にある。 (△) 人口加重平均直線距離が 5km を超えた位置にある。	

(注) 項目番号 1 1 「自然環境的景観」及び 1 3 「埋蔵文化財の保護・自然災害の危険性の回避」については、5つの建設候補地を選定する際に、評価し、5つの候補地のいずれも満たしており、与件として取り扱うことから、上記の表には記載しておりません。

位置選定の評価資料

項目番号	評価項目	評価の視点	評価基準	備考
18	収集運搬の経路	他の自治体内の道路を通過しないで、収集運搬経路の確保ができること。	<input checked="" type="radio"/> 近隣市内の道路を利用する必要が特にない。 <input type="radio"/> 市内の道路だけで収集運搬が可能であるが運搬効率が悪くなる、又は近隣市内の道路を利用するが、近隣市の現状の市街地・集落内の生活道路を通過しない。 <input type="triangle"/> 市内の道路だけで収集運搬が出来ず、他の自治体内の市街地・集落内の生活道路を通過する。	

クリーンセンター施設整備にあたっての配慮事項について

1 クリーンセンター整備の必要性と早期建設・稼働に向けた取り組みの推進

木津川市にとって、クリーンセンターの建設は、市民の日常生活に直接影響のある緊急かつ最も重要な課題であると考える。

現在、木津川市から排出される一般廃棄物の可燃ごみは、木津川市と精華町で構成する相楽郡西部塵埃処理組合の打越台環境センターにおいて焼却処理をしているが、昭和 55 年 4 月に稼働後 30 年が経過しようとしている。

この間、施設の老朽化が相当に進み、大規模改修をしたとしても数年しか稼働することが出来ない状況にある。

加えて、木津川市から発生する一般廃棄物については、関西文化学術研究都市の宅地開発などの人口増加により、打越台環境センターの処理可能な量を超える可燃ごみの処分を市外の民間事業者に 10 年以上も委託しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨に基づくごみ処理に対する地方自治体としての責務が果たせていない。

については、クリーンセンター施設整備にあたり、本審議会で審議した内容を活かし、可能な限り早期の建設・稼働に向けて、その取り組みを更に積極的に推進すること。

2 市民に信頼されるクリーンセンターの整備・運営の確保

2-1 市民の理解と協力を得るための取り組み

(1) 市民の理解と協力

クリーンセンターの整備・運営にあたっては、市民、議会、行政が一体となって取り組むことが必要である。特にクリーンセンター建設予定地の周辺住民の理解と協力が得られるよう誠意を持って説明を行い、信頼されるクリーンセンターの実現に向けて、努力すること。

(案)

(2) 環境影響に係る調査への周辺住民の参加

クリーンセンターの建設に先立ち実施する環境影響に関する調査については、法令に規定する手続きに基づき実施することは当然のことであるが、特に建設予定地の周辺住民の生活や自然環境に対する現状把握、さらに不安、心配を払拭するためにも、その調査内容の検討に際しては、専門的な観点からの助言・指導に加え、周辺住民の意見を聞くなどの配慮をすること。

また、建設予定地の周辺住民の参加による環境保全と施設監視のための協議組織の設立などに努めること。

(3) 情報公開の推進

クリーンセンターの建設に際して、市広報やホームページなどを活用し、情報公開に努めること。

また、施設稼働後において、排ガス等の施設の運転状況に関するデータの情報公開に努め、市民に信頼される施設運転に努めること。

2-2 安心・安全・安定したクリーンセンターの確保

(1) 施設の性能確保

施設整備に際しては、我が国のクリーンセンターの技術と経験の蓄積による最新、最良の技術を取り入れ、市独自の環境基準を満たした排ガス等の対策はもとより、安全、安心及び安定等に十分配慮することが必要である。クリーンセンターは高度な技術を集結して作り上げる必要があることから、施設の性能を確保するため、専門技術的な視点に基づく検討を十分に行うこと。

なお、クリーンセンターの建設に際して、地下に廃棄物がある場合、土地の掘削等により生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあることから、廃棄物処理法等の関連法令に基づき、廃棄物を適正に処分すること。

(案)

(2) 施設の適切な運営管理

施設の運営管理については、環境マネジメントや2010年に国際規格化が予定されているISO26000等の考えを取り入れた運転マニュアルを作成・遵守し、確実かつ安定した施設の稼働を確保することを基本とした上で、コスト縮減に配慮した運営を行うこと。

(3) ごみの収集運搬車に対する配慮

ごみ収集運搬車の通行に際しては、生活道路（国道、府道、都市計画道路等の主要道路以外の道路であって、市街地・集落内の日常生活のための道路をいう。）を通過経路として使用しないよう配慮すること。

加えて、クリーンセンター施設周辺地域での交通安全対策に万全を期すとともに運搬途中にごみ等がこぼれ落ちることのないように、収集運搬に携わる者に対する研修・交通マナーの遵守を徹底すること。また、収集運搬車の洗浄やクリーン・エコ対策に極力配慮すること。

3 地域活性化等に役立つクリーンセンターの有効活用策の展開

(1) 環境学習の学びの場等の確保

地球温暖化対策をはじめ、さまざまな環境問題に対処するためには、市民が環境に対する関心を持ち、住民、事業者及び行政が環境問題について共通した認識の下で、協働して対策を実行することが大切である。

このため、木津川市として積極的に環境学習に取り組むことが、非常に重要である。

クリーンセンターは、循環型社会の形成を推進する上で、重要な基幹的な施設となることから、全ての市民を対象とした環境学習の学びの場としてクリーンセンターを活用するとともに環境に関する各種の情報を発信する機能等を確保するよう配慮すること。

(案)

(2) 災害時における地域支援機能の確保

近年、台風・集中豪雨や地震などにより、全国各地で自然災害による深刻な被害が報道されている。幸いにも、木津川市域内においては、大規模な災害は発生していないが、万一、災害を被った場合、周辺住民をはじめ、市民が安全に避難できる避難場所等として活用できるように整備すること。

また、クリーンセンターの整備に際しては、災害に強い施設・災害時に地域支援の拠点として活用できるよう配慮すること。

(3) 地域活性化と環境ゾーンの整備に向けた取り組み

クリーンセンターの整備にあたり、ごみの焼却による余熱エネルギーを積極的に活用するとともに雨水や太陽光なども利用した設備を取り入れた自然調和型の施設整備を目指すこと。

また、施設用地については概ね 3 ha を確保し、関西文化学術研究都市の中核地として相応しい木津川市がイメージできるよう、施設の外観・外構について、周辺環境との調和・景観・デザイン等に配慮するとともに、市民に親しまれ、利用される地域コミュニティや地域活性化の拠点となるよう施設計画を検討すること。

加えて、長期的な視野に立ち、クリーンセンターを含みその周辺について、公園等の利用を想定した環境ゾーンを設定し、環境学習に加えて、住民が自然とふれあう場や人々の交流の場となるよう、クリーンセンターの周辺住民をはじめ市民の要望・意見等を取り入れた計画づくりを進め、実現を目指すこと。

4 ごみの分別・減量の取り組みの推進

現時点におけるクリーンセンターの計画規模については、平成 19 年度における木津川市及び精華町における燃やすごみ及び廃プラスチック・ビニール

(案)

類（容器包装リサイクル対象を除く）の発生原単位を基に算定しているが、引き続き、ごみの減量・分別の推進とごみの発生量の把握に努め、実際の施設整備にあたっては、ごみの将来量を適切に予測して施設規模を定めること。

クリーンセンターの建設にあたり、ごみの減量・分別については、環境負荷の軽減はもとより、クリーンセンターの延命化にもつながることから、住民、事業者及び行政が一体となって、市民のごみに関する関心を高め、ごみの発生抑制を図るための仕組みづくりや具体的な行動計画を検討し、取り組むこと。

5 クリーンセンター施設の早期建設・稼働に向けた進行管理

クリーンセンター施設の早期建設・稼働に向けた計画的な進行管理に努めること。

また、クリーンセンターの建設・稼働に向けた取り組み状況を本審議会に報告するとともに、本審議会の経過を活かし、住民の理解と協力が得られるよう、市民参加によるクリーンセンター整備・運営に対する意見を聴取する機関の設置について検討すること。

以上。

(案)

(参考) 素案の修正事項

1 構成の修正

素案 (前回)	案 (今回)
前文 記	
1 現状認識と早期建設・稼働に向けた取り組みの推進	1 クリーンセンター整備の必要性と早期建設・稼働に向けた取り組みの推進
2 安全、安心及び安定したクリーンセンター施設の確保 (1) 施設の性能確保 (2) 施設の適切な維持管理 (3) 情報公開の推進 (4) 環境影響に係る調査への周辺住民の参加	2 市民に信頼されるクリーンセンターの整備・運営の確保 2-1 市民の理解と協力を得るための取り組み (1) 市民の理解と協力 (2) 環境影響に係る調査への周辺住民の参加 (3) 情報公開の推進
3 地域活性化等に役立つクリーンセンターの有効活用施策の展開 (1) 環境学習の学びの場等の確保 (2) 災害時における地域支援機能の確保 (3) 環境ゾーンの整備に向けた取り組み	2-2 安心・安全・安定したクリーンセンターの確保 (1) 施設の性能確保 (2) 施設の適切な運営管理 (3) ごみの収集運搬車に対する配慮
4 ごみの収集運搬車両に対する配慮	3 地域活性化等に役立つクリーンセンターの有効活用策の展開 (1) 環境学習の学びの場等の確保 (2) 災害時における地域支援機能の確保 (3) 地域活性化と環境ゾーンの整備に向けた取り組み
5 ごみの減量・分別の推進	4 ごみの分別・減量の取り組みの推進
	5 クリーンセンター施設の早期建設・稼働に向けた進行管理

2 クリーンセンター施設整備にあたっての配慮事項及び答申（素案）に対する修正・追加・補強について

2-1 クリーンセンター施設整備にあたっての配慮事項（素案）に対する修正・追加・補強意見

項目	素案（修正箇所）	修正意見
1 現状認識と早期建設・稼働に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> 「数年」 「早く実現しなければならないと考える」 	<ul style="list-style-type: none"> 審議会においての情報公開と審議事項のデータなどの出典も明記しておくこと。 「10年近くも」に修正。 「ならないと考える。」の後に、「そのためには選定地点付近の住民の理解を得るために、最大の誠意をもって説得すること。」を追加。
2 安全、安心及び安定したクリーンセンター施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> 「安定等に配慮する」 	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営の管理に際し ISO14000 シリーズの導入により、第三者機関の認証を受けること。認証を受けるにあたり、予防保全的な危機管理についても想定し、情報公開、予防保全訓練なども取り入れること。又、今秋発行される ISO26000 についても視野に入れておくこと。この内容は「社会的責任の基準」である。具体的には①組織のガバナンス②人権③労働慣行④環境⑤公正な事業活動⑥消費者(住民)課題⑦コミュニティ参画と社会開発活動等の予防的アプローチはもちろん、環境リスクマネジメント更に汚染者負担の原則などのガイドラインに取り組む内容であり、この取り組みを公表することで、住民の理解を得、長期間において施設管理運営に寄与できるものと考える。第三者の認証を必要としない代わりに、事業者との相互に活動内容を認証する形とすることが望ましい。 「稼働後の監視システムの構築を目指すこと」を追加。 「安定等に十分配慮する」に修正。
(1) 施設の性能確保	<ul style="list-style-type: none"> 「市民に親しまれる施設計画」 「配慮することが必要である」 「活用するとともに」 	<ul style="list-style-type: none"> 「市民に親しまれ、利用される施設計画」 「配慮し、いかなる焼却方式であっても、灰溶融、発電設備は不可欠である」に修正。 「活用する。また環境に」に修正。 焼却熱の徹底的な活用、太陽熱発電の導入など、単なるごみ焼却設備ではなくエネルギーセンターとして位置づけ、「温水の活用や余剰電力の売却を図る」などを追加し、次世代のクリーンセンターとしてあるべき姿を追求すること。
(2) 施設の適切な維持管理		<ul style="list-style-type: none"> 「また、周辺住民と協定を締結し、協定内容を遵守できない場合は、直ちに施設の稼働を中止すること」を加える。
(3) 情報公開の推進	—	—
(4) 環境影響に係る調査への周辺住民の参加	—	—
3 地域活性化等に役立つクリーンセンターの有効活用施策の展開		<ul style="list-style-type: none"> 導入（附帯）附帯施設の具体的な施設名を明記しては。 余熱を利用した健康施設（温水プール、大浴場）の提供を追加。 「木津川市のイメージ反映のためにも、温水利用として温水プール、温水養魚などを検討する。」を追加。
(1) 環境学習の学び場等の確保	・「基幹的な施設となることから」	<ul style="list-style-type: none"> 「なることから」の後に、「その施設から供給される電力や温水等のエネルギー活用をおこない」を追加。
(2) 災害時における地域支援機能の確保	・市民のコミュニケーションセンターと災害時の支援センターとしての機能	<ul style="list-style-type: none"> 災害時だけでなく、日常的にも地域活性と市民の憩いの場となり得ないか。 「耐震性の高い建物の特徴を生かし、避難場所としての機能を付加する。當時は環境情報の学習や発信の拠点として、また市民交流の場として開放すること」を追加。
(3) 環境ゾーンの整備に向けた取り組み	・「(概ね 10ha)」	<ul style="list-style-type: none"> 数字の算出根拠が分からず、10ha に固定する必要は無い。削除しては。 建設するクリーンセンターは、環境基準をクリアした施設だけではなく、市民の憩いの場であり、地域活

		<p>性化の総合施設であり、それを整備していく環境ゾーンであることも提起できないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境ゾーン（公園化）としての機能を明記する。「公園の中に立地するという感覚で設計すること」を追加。
4 ごみの収集運搬車輛に対する配慮	—	—
5 ごみの減量・分別の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・現在の具体的な減量計画や分別方法を示す方がわかり易いのでは。 ・ごみの総量抑制は原則、全市民が一体となって減量、分別の仕組み作りに取り組むこと。
その他意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「・・・努める」 ・タイトル「配慮事項」 <ul style="list-style-type: none"> ・早期実現に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ・章立てを再考慮しては。 ・「・・・すること」「・・・を行うこと」「・・・に配慮すること」などに強調すること。 ・「・・・にあたっての審議会意見」に修正しては。 ・市（行政）の取り組みは、「努める」から「する」「行う」に変更しては。なお、地域や住民組織等の相手のある場合は「努める」で良い。 ・5つ目の項目として、進行管理委員会を加える。 クリーンセンター施設整備の進行等を当審議会構成員に報告し、意見を聴取する会を設けて、施設整備遂行に後立てること。 ・全体的に「等」が多い。あいまいにせず、はっきりと明記すべきでは。 ・文章の構成は重要なものからの順とする。 ・文章は冗長をさけ、簡潔に要点を強調する。 ・現状認識の項は独立させ、提言的な内容は別項とする。 ・稼働開始について、「可能な限り早期稼働を目指すこと」を追加。 ・「選定地点付近の住民の理解を得るために、最大の誠意を持って説得すること」を追加。

2－2 答申（素案）に対する修正・追加・補強意見

(1) 修正意見

項目	素案	修正箇所
答申本文について		
1 建設候補地の選定結果について	—	—
2 建設候補地の選定理由について	—	—
3 クリーンセンター施設整備にあたっての配慮事項	・「クリーンできれいな」	・「クリーンな」に修正。

(2) 追加・補強意見

- ・特記事項として（候補地①・②に選定された場合。配慮事項として明記しても良い）

候補地は、以前廃棄物が埋設されている箇所であり、土地の掘削等による攪拌をすることで生活環境の保全上の支障が生ずるおそれが懸念される。このため、廃棄物処理法等の関連法令の規定に基づき、廃棄物を適正に処理・処分することが必要である。

(案)

No. 37	平成 22 年 2 月 8 日
清掃センター建設審議会	

平成年月日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市清掃センター建設審議会
会長 和田 安彦

ごみ焼却場木津川工場の建設候補地の選定について（答申）

平成 21 年 5 月 29 日付け、1 木ま第 194 号にて諮問のありましたごみ焼却場木津川工場（以下、「クリーンセンター」という。）の建設候補地の選定の件について、市民の視点を重視するとともに幅広い観点から慎重かつ集中した審議を重ねた結果、下記のとおり結論に至りましたので答申いたします。

記

1 建設候補地の選定結果について

木津川市が昨年度に示した 5 つのクリーンセンターの建設候補地のうち、「候補地一〇（木津川市〇〇〇）」が最適地と判断し、望ましい建設候補地に選定いたします。

2 建設候補地の選定理由について

建設候補地の選定理由については、別紙 1 のとおりです。

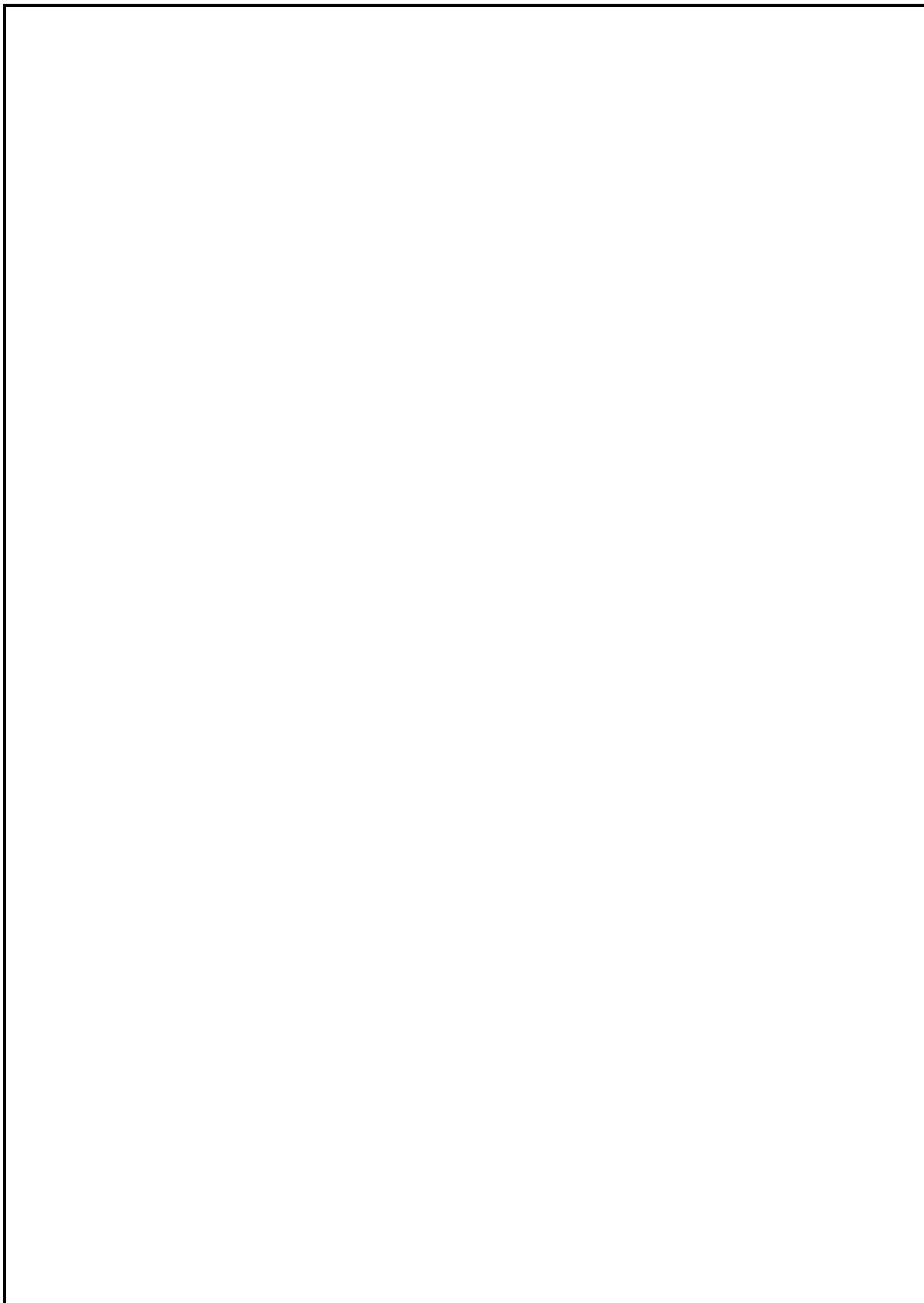
3 クリーンセンター施設整備にあたっての配慮事項について

本審議会での審議過程において各委員から出された多くの意見に基づき、クリーンセンター施設整備にあたって配慮すべき事項について、別紙 2 のとおりとりまとめましたので、今後、これらの趣旨、内容が活かされクリーンな都市施設、さらに役立つ施設として一日も早く、クリーンセンターの建設・稼働が実現されるようお願いします。

以上。

(案)

(参考)位置図 候補地一〇



建設候補地の選定理由

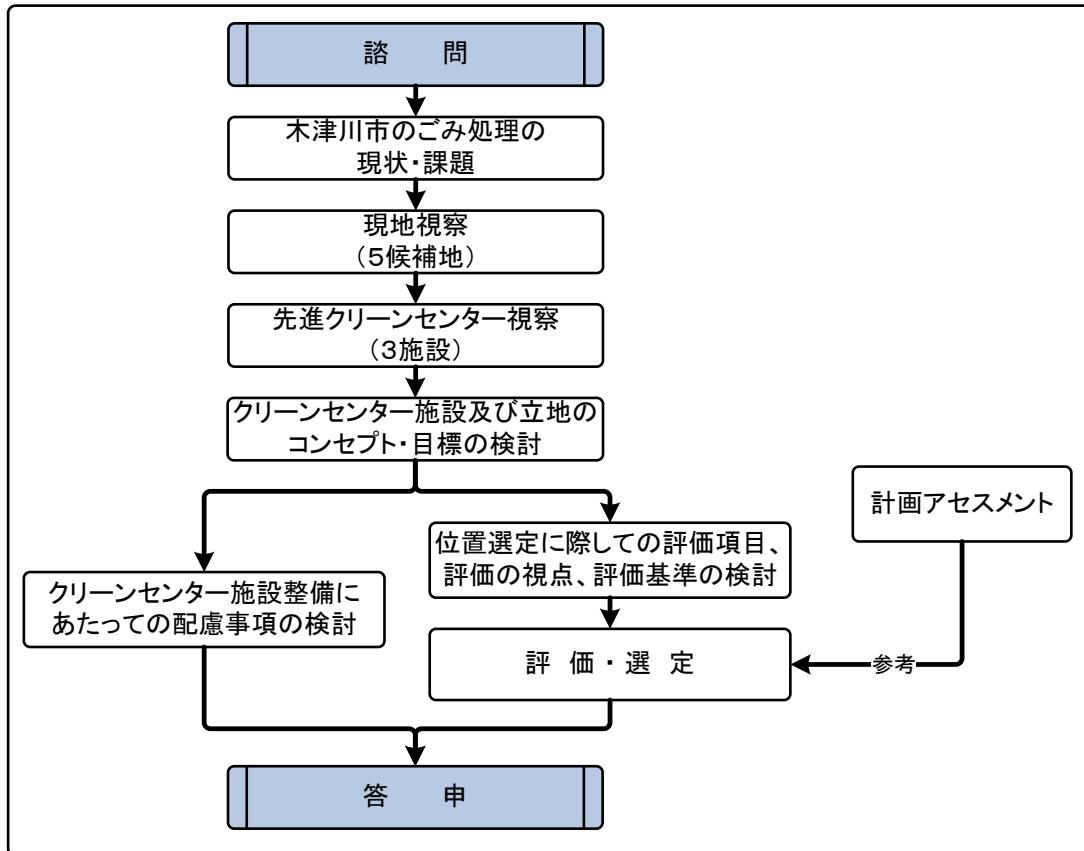
木津川市清掃センター建設審議会は、新たなクリーンセンターの建設候補地として、木津川市が昨年度に示した5つの建設候補地のうち、「候補地一〇（木津川市〇〇〇）」を望ましい候補地として答申しました。

答申に至るまでには、木津川市の可燃ごみの処理の現状、今後のごみ処理量、施設規模及び必要となる用地面積などの与件を踏まえ、クリーンセンターの建設候補地の現地視察はもとより、近隣市に立地する先進クリーンセンターを視察し、我が国の最新の技術と豊富な経験を活かしたクリーンセンターの現状について視察・調査を致しました。

これらの与件及び調査等に基づき、市民の立場から必要かつ望ましい条件を満たしたクリーンセンター施設・立地に対するコンセプト・目標像についての基本的な方向性を整理の上、この方向性に基づき、建設候補地の位置選定を行うための評価項目、評価の視点及び評価基準を定めました。

この評価基準に5つの建設候補地の状況を照らして評価した結果、「候補地一〇（木津川市〇〇〇）」が、最も望ましい候補地であるとの結論に至りました。

審議の手順【概要図】



(案)

参考：素案の修正事項

ページ	箇所	素案 (前回)	案 (今回修正)
1 ページ	3 クリーンセンター施設整備にあたっての配慮事項について	・・・が活かされクリーンできれいな都市施設、さらに・・・	・・・が活かされクリーンな都市施設、さらに・・・
3 ページ	2 行目	木津川市清掃センター建設審議会（以下、「審議会」という。）は、・・・	木津川市清掃センター建設審議会は、・・・